介護保険広報紙

井戸端かいご

年３回発行（４月号は北アルプス遊・交・学との合冊です）

平成30年４月号

大町市大町1058-33
大北福祉会館内
北アルプス広域連合
介護福祉課
電話. 22-7196

地域で取り組む介護予防と支え合い

松川村では、地区の公民館を活用して、介護予防教室「晴ればれ教室」を実施しています（10 会場各 12 回）。教室は、村の健康運動指導士が軽運動やレクリエーションをサポートし、自立した生活と健康長寿を支援しています。教室が終わった後も、地区の中で自主的に集まって運動を続けるグループもできてきており、介護予防に取り組みながら、地域の交流を深めています。声をかけあって集い、交流を続けることでゆるやかな見守りや支え合いの体制が、地域に根付いています。（2月19日松川村川西公民館にて）

もくじ

1　第７期介護保険事業計画について　…２頁
2　新しい介護保険料が決まりました……４頁
3　〃　（段階別の介護保険料）……５頁
4　介護保険料のお知らせ
　発送は４月 13 日 ……６頁
5　平成 30 年度制度改正について……７頁

第７期介護保険事業計画について（平成30年度～32年度）

「第７期介護保険事業計画報告書」を提出

広域連合では、平成30年度から3年間の「第7期介護保険事業計画」について、25名の委員で構成する計画作成委員会を設置し、平成29年12月から計6回にわたり検討をいただきました。

2月2日、横澤賢樹委員長から牛越広域連合長に報告書が提出されました。この後開催された正副連合長会議において、本報告書に基づき介護保険事業を運営していくことが承認されました。

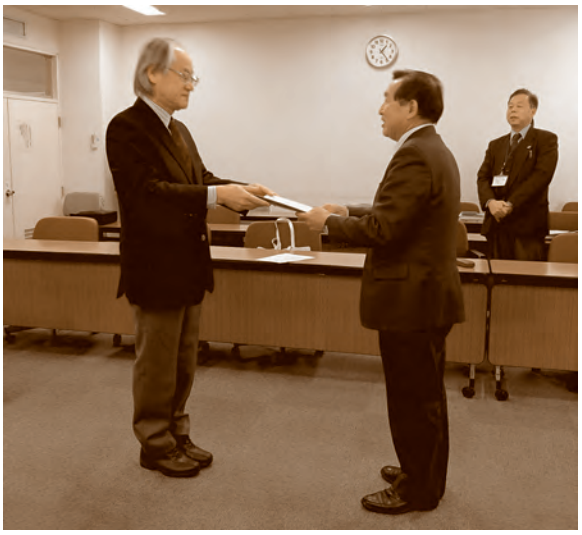

第７期介護保険事業計画の概要　～重点的に取り組むこと～

重点施策－１　介護予防の推進

要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行います。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すこと等を通じて、生活の質の向上（高齢者の自立支援・重度化防止）を目指します。

重点施策－２　介護人材確保及び資質の向上

介護人材の過不足状況については、独自調査の結果 63.9％が「不足」と回答※していることから、介護人材の確保や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が保てる環境づくりを支援し、介護人材の確保と資質向上に取組みます。

重点施策－３　日常生活を支援する体制整備

見守り安否確認、移動支援、買い物支援等の生活支援サービスを充実させるため、広域連合と関係市町村に組織する生活支援協議会を活用して支え合いの輪を広げます。

重点施策－４　**認知症施策の推進**

①関係市町村と連携して認知症総合施策を展開します。
②認知症初期集中支援チームを５市町村の共同で設置、運営します。

認知症初期集中支援チーム（大町市に共同設置）

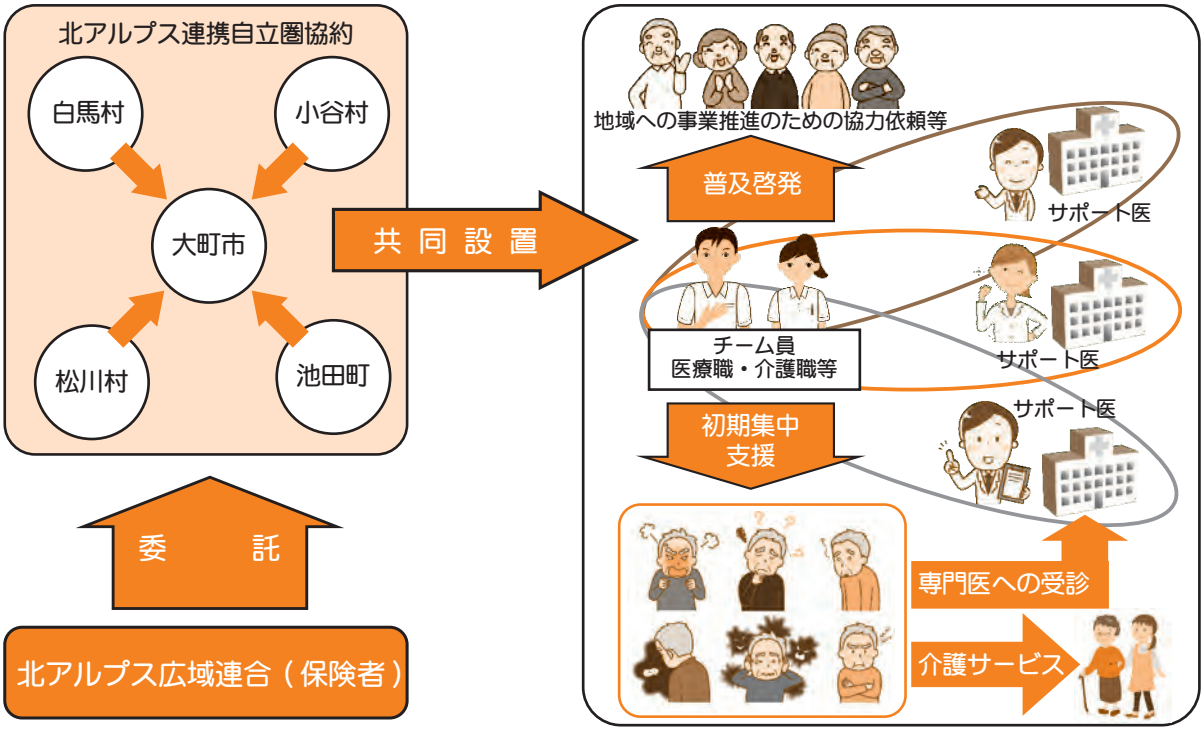

重点施策－６

在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する連携体制の構築を推進します。

重点施策－５

介護サービスの充実と基盤整備

今後のサービス基盤整備については、サービスを必要とする要介護者数、需要動向の変化、介護人材の確保状況等を総合的に勘案してサービス基盤を充実させていきます。

重点施策－８

地域包括支援センターの機能強化

地域のニーズに応じた身近な地域の介護・福祉の総合相談窓口として、継続的なサービス提供体制の確保に努めます。

重点施策－７

高齢者の居住安定施策との連携

自宅での生活が困難になっても、地域の中での生活が継続できるよう、見守りや生活相談を受けられる高齢者向けの住まい等の確保について、関係機関と連携して取り組みます。

第７期介護保険事業計画の概要版を、３月末から全戸へ配布いたしますので、併せてご覧ください。

新しい保険料額が決まりました。

第７期計画期間における保険料段階の設定について

第 7 期計画期間の 65 歳以上の方の介護保険料段階は 10 段階の設定とします。段階に関する基準の見直し等については以下の通りです。

①　低所得者の保険料の軽減

低所得者の保険料を軽減するため、第 1 段階に該当する方の保険料の一部を公費（国、県、市町村）で負担し、被保険者の保険料負担を軽減します。

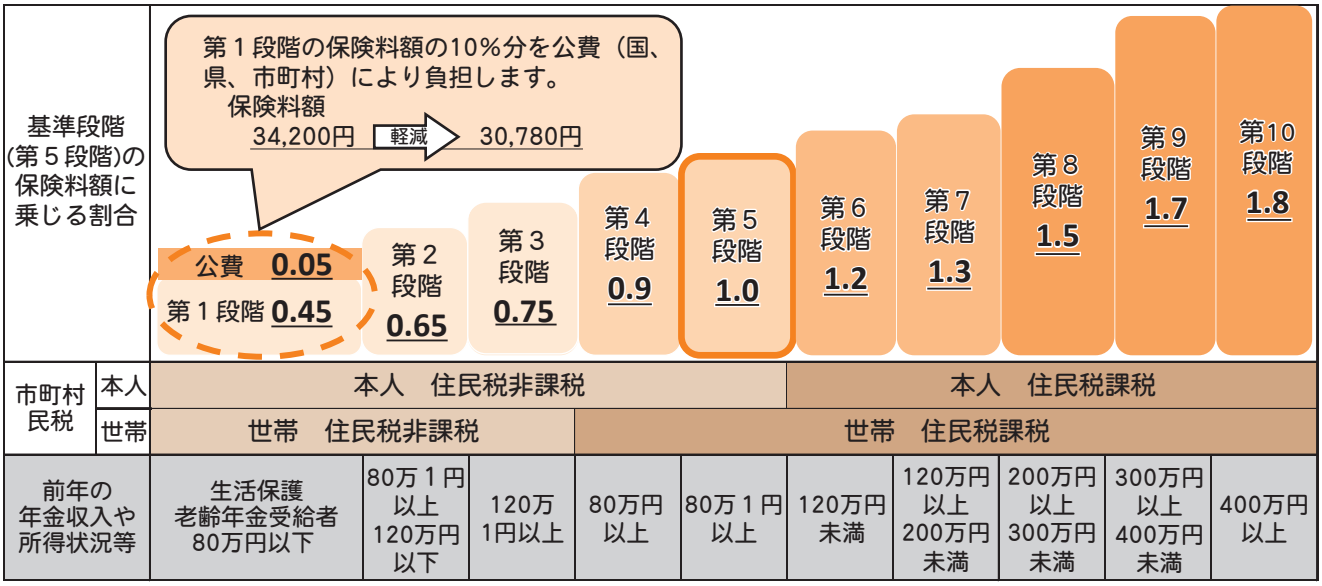

②　基準所得金額の見直し

第７・８・９段階の境目となる基準所得金額を、より被保険者の負担能力に応じた保険料額となるよう見直します。この見直しにより、現行より保険料段階が下がる（第９段階⇒第８段階、第８段階⇒第７段階等）場合があります。

	平成 27 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 32 年度
第７段階	基準額× 1.3 本人が住民税課税で、合計所得金額が１２０万円以上**１９０万円未満**の人	基準額× 1.3 本人が住民税課税で、合計所得金額が１２０万円以上**２００万円未満**の人
第８段階	基準額× 1.5 本人が住民税課税で、合計所得金額が**190 万円以上 290 万円未満**の人	基準額× 1.5 本人が住民税課税で、合計所得金額が**200 万円以上 300 万円未満**の人
第９段階	基準額× 1.7 本人が住民税課税で、合計所得金額が**290 万円以上** 400 万円未満の人	基準額× 1.7 本人が住民税課税で、合計所得金額が**300 万円以上** 400 万円未満の人

段階別の介護保険料について

■計画期ごとの介護保険料基準額の推移

	第５期(H24～26年度)	第６期(H27～29年度)	第７期(H30～32年度)
保険料月額 (年額)	5,000円(60,000円)	5,500円(66,000円) 10%上昇	5,700円(68,400円) 3.6%上昇

介護保険料は介護保険事業計画の作成に合わせ、３年に一度、見直しがされます。

一人暮らし世帯・高齢者のみ世帯の増加に伴い、サービス利用にかかる費用が増加していることなどにより、65 歳以上の第 1 号被保険者一人当たりが負担する保険料は上昇傾向にあります。第７期 （平成 30 年から 32 年度）の介護保険料設定では、介護保険給付準備基金を繰り入れることで、保険料の上昇をなるべく小さくするよう設定しています。

■第７期（平成 30 年度から平成 32 年度）の介護保険料

段階	対象者		保険料率	介護保険料額 年額	介護保険料額 月額
第１	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の課税年金収入と合計所得金額が80万円以下の場合		基準額×0. 45	30, 780円	2, 565円
第２	世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の課税年金収入と合計所得金額が	80万１円以上120万円以下の場合	基準額×0. 65	44, 460円	3, 705円
第３		120万１円以上の場合	基準額×0. 75	51, 300円	4, 275円
第４	本人が市町村民税非課税で世帯に課税者がいるが、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額が	80万円以下の場合	基準額×0. 90	61, 560円	5, 130円
第５(基準)		80万１円以上の場合	基準額	68, 400円	5, 700円
第６	本人が市町村民税課税で本人の前年の合計所得金額が	120万円未満の場合	基準額×1. 20	82, 080円	6, 840円
第７		120万円以上200万円未満の場合	基準額×1. 30	88, 920円	7, 410円
第８		200万円以上300万円未満の場合	基準額×1. 50	102, 600円	8, 550円
第９		300万円以上400万円未満の場合	基準額×1. 70	116, 280円	9, 690円
第10		400万円以上の場合	基準額×1. 80	123, 120円	10, 260円

介護保険料段階判定に用いる「課税年金収入額」と「合計所得金額」とは？

・課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金などは含まれません。

・合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

また、平成 30 年 4 月からは、この合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金等に係る雑所得を控除した金額を保険料段階判定に用います。

納付方法別の介護保険料の決まり方

例：保険料段階　第５段階の方標準月額 5,500 円→ 5,700 円
（年額 66,000 円→ 68,400 円）の方

特別徴収の場合　（年金からの天引き納付）

		仮徴収			本徴収		
保険料額	11,000円	上昇 11,000円	11,600円	11,600円	11,400円	11,400円	11,400円
		前年度の２月分と同額の保険料を納めます。	６、８月は新しい保険料年額（68,400 円）の 1/2 から４月分（11,000 円）を引いた額を２回に分けて納めます。		本算定で確定した保険料年額から仮徴収分を差し引いて納めます。（前年度と保険料段階が変わった場合も 10 月以降分で調整がされます。）5,700 円×２か月分が天引きになります。		
天引き月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年度	平成29年度	平成30年度					

普通徴収の場合　（納付書や口座引落による年金からの天引き納付）

		暫定賦課						本算定					
保険料額	上昇 5,500円	月々　5,700円											
		4月から新しい保険料額で納付します。											
納付月	３月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年度	平成29年度	平成30年度											

30年度介護保険料のお知らせは４月13日に発送します

平成 30 年 4 月 13 日に、平成 30 年度の介護保険料に関する通知を、65 歳以上の方全員にお送りしますので、封筒の中身をご確認ください。

４月から６月の介護保険料は、平成 28 年の所得と市町村民税課税状況をもとに仮に計算しています。**正式な介護保険料は、29 年の所得と市町村民税課税状況が確定する平成 30 年７月以降にお知らせします。**

徴収方法	普通徴収の方		特別徴収の方
同封されているもの	・介護保険料納入通知書 ・送付案内 ※３月（３／２～４／１）に 65 歳になった方は、３月分と４月分、２通の納入通知書が同封されます。		・特別徴収開始通知書 ・通知書の見方
必要な対応など	【納付書の方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。	【口座振替の方】 月末までに指定している口座の残高をご確認ください。	個別にお支払いいただく必要はありません。 ※４月の年金から天引きされるのは４、５月分の保険料です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
北アルプス広域連合介護福祉課　介護保険係
直通電話　☎２１－３３２４　　代表電話　☎２２－６７６４

～平成30年度介護保険制度改正について～

30年４月から介護サービス利用料の一部が変わります。

介護サービスの費用は、国が定める報酬単価により、サービス種類ごとに決められています。介護報酬は、３年ごとに見直され、平成30年度の報酬改定では、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」などを基本的な考えとして改定が行われ、国全体で平均０・５４％の増額改定になりました。

この改定により、**今までと同じサービスのご利用でも、４月以降、お支払いただく利用料が変更になる場合があります。**

４月からの利用料変更の詳細については、事業所から直接利用者さんごとにお知らせがありますので、ご不明な点は担当のケアマネジャーや、サービスを利用している事業所・施設等にご確認ください。

改正の一例　※この例のほか、報酬単価や加算などが一部見直しされます。

(1) 通所介護のサービス提供区分の見直し（30 年４月から）

２時間ごとの設定から、１時間ごとの設定に基本報酬が見直されます。

(2) 福祉用具貸与の価格の上限設定（30年10月から）

商品ごとに貸与価格の上限が設定され、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが、事業者に義務づけられます。

30年8月から　一定以上の所得がある利用者の自己負担が３割になります

【3 割負担となる方】

- 合計所得金額（給与収入・事業収入等から給与所得控除・必要経費を控除した額）が 220 万円以上の方。
- 単身世帯で年金収入のみの場合、年金年額が３４４万円以上の方。（夫婦世帯の場合、夫婦で年金年額が４６３万円以上の方）

※負担割合証は７月末に発送します

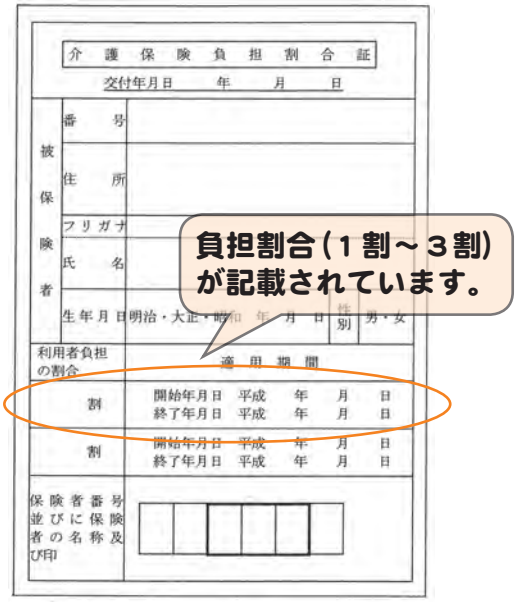

※利用者の負担額には１か月の上限額（高額介護サービス費）があるため、自己負担が３割になった方全員の負担が単純に増えることにはなりません。
（1 か月の利用者負担額が 44,400 円を超えた部分は、申請により還付されます。

特別養護老人ホーム入所申込者は307人 ―平成30年2月入所判定委員会時―

平成30年2月時点で、大北地域にある特別養護老人ホームへの入所申込者数は、307人でした。
昨年同時期と比較すると、66人の増加となります。
また、今回から平成30年4月開所予定の「リーベおおまち」を加え集計しました。
入所の申し込みは、これまで同様、施設へ直接お申し込みください。

【大北地域特別養護老人ホーム定員数】

施設名	所在地	定員
カトレヤ	大町市平	76名
銀松苑	大町市常盤	68名
高瀬荘	池田町大字池田	80名
ライフ	池田町大字会染	89名
白嶺	白馬村大字神城	80名
ライフ松川	松川村	60名
※リーベおおまち	大町市大町	50名
合計		503名

※平成30年4月開所予定

【介護度別入所申込者の待機場所】（人）

要介護度	待機場所 在宅	老健	グループホーム	療養型	合計
要介護3	68	49	10	7	134
要介護4	40	38	3	6	87
要介護5	37	40	2	7	86
合計	145	127	15	20	307

※老健＝老人保健施設、療養型＝療養型医療施設

（平成30年2月末時点）

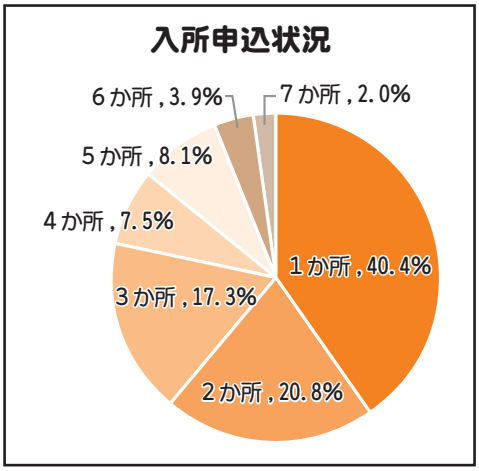

介護保険負担限度額認定証について

対象サービス

介護サービス（短期入所、施設サービス）を利用するときにかかる食費・居住費は、全額自己負担が原則ですが、低所得の方は「負担限度額認定」の申請をいただき、認定された場合は、自己負担額の軽減をすることができます。
※申請は毎年必要です。

申請できる人

負担限度額認定には下記の条件全てを満たすことが必要です。
①同一世帯の全員が市町村民税非課税
②配偶者（別世帯の場合も含む）が市町村民税非課税
③預貯金等の額が　配偶者のいる方：合計2千万円以下
　　配偶者のいない方：1千万円以下
※預貯金等は、有価証券（株式・国債等）、投資信託、タンス預金（手持ちの現金）等です。

更新の時期など

○**現在、負担限度額認定を受けている方**は、7月31日が有効期限となります。
8月以降も認定を受ける場合は、更新が必要ですので、6月に届く更新のお知らせをご確認ください。
○申請については、担当ケアマネージャー、ご利用の施設、北アルプス広域連合にお問い合わせをお願いします。
※申請は毎年必要です。